

市民税・県民税に係るデータ入力業務における無許諾再委託について

本市が委託したマイナンバーを含む課税資料のデータ入力業務において、本市の許諾を得ることなく無断で他の業者に再委託をしていた事実が判明いたしました。

許諾を得ない再委託は、本市との契約に違反するとともに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)第10条に違反する行為です。

1 委託業務の概要等

- ①概要：市民税・県民税の課税に必要な情報を課税資料から入力し、データ化を行うもの
- ②課税資料：給与支払報告書（マイナンバーや給与支払額などについて、給与支払者が支給した者の居住する市町村に1月31日までに提出しなければならない書類）
- ③委託期間：平成29年12月18日～平成30年3月31日
- ④受託業者：システムズ・デザイン株式会社（東京都杉並区和泉1-22-9）
- ⑤委託件数：39万5,788件（うちマイナンバーが記載されているものは35万件と推計）

2 再委託事務の概要

委託業務のうち、データの入力作業及び納品物となる記録媒体の適正性の確認（システムズ・デザイン株式会社（以下「受託業者」という。）においては納品物となるデータ検証作業や納期などの管理業務を実施）

3 判明の経緯

東京国税局及び大阪国税局からデータ入力業務の委託を受けていた受託業者が、国税局に無断でマイナンバーを含む源泉徴収票や支払調書などの入力業務を再委託していたことが国税局の監査により把握されたことから、受託業者内において11月8日に調査委員会を設置して内部調査を進めたところ、本市が委託したデータ入力業務においても同様の事象があることが判明し、12月13日に本市に対して報告があったものです。

4 履行状況の把握

番号法第11条においては、委託先に対し「必要かつ適切な監督」を実施する必要があることから、本業務の契約の締結にあたっては、「特定個人情報に関する特記仕様書」の遵守を求めています。また、当該仕様書に定める作業場所や従事者などの報告事項について受託業者から書面により報告を受け、特定個人情報の取扱状況を確認しています。

なお、本年3月に行った本市からの聞き取り調査に対しても、再委託を実施していない旨の報告を受けていました。

5 本市への影響

受託業者における内部調査では、現在のところ再委託先から外部への個人情報の流出や不正利用の恐れはないことの報告を受けています。

6 今後の対応

本件につきましては、再委託の状況や外部流出の有無の調査状況の詳細について、早急に受託業者に報告させ、調査を実施いたします。

また、今後、特定個人情報を取扱う業務の委託の際には、番号法第 11 条の規定に基づき、特定個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、作業場所の状況や従事者について実地による監査又は調査を行うとともに、委託業務のあり方についても検討し、再発防止に努めてまいります。

【参 考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）

（再委託）

第十条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 略

（委託先の監督）

第十一条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【問合せ先】

川崎市財政局税務部市民税管理課 猪股

電話 044-200-2218